

## 審判番号：無効20　　－　　号

### 口頭審理傍聴研修（ライブ配信）へのご協力のお願い

#### 口頭審理傍聴研修（ライブ配信）について

特許庁では、口頭審理の審理指揮能力向上等を目的として、審判官及び審判書記官（以下「受講者」という。）が口頭審理を傍聴する研修（以下「傍聴研修」という。）を行っています。当該傍聴研修は、受講者が口頭審理を傍聴席で傍聴する形式と特許庁ネットワークを用いたライブ配信による形式で実施しております。後者のライブ配信は以下の要領で実施しておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、このライブ配信は、皆様に負担をおかけするものではありませんが、もしライブ配信を望まない場合には、期日調整の依頼の返信等において、その旨をご連絡ください。

#### <ライブ配信の要領>

- ・Web 会議ソフトを用いて、口頭審理の映像及び音声を受講者にライブ配信します。
- ・口頭審理の映像は審判廷後方に配置されたカメラで撮像します。なお、受講者に配信される映像については裏面をご覧ください。
- ・受講者以外にライブ配信されることはありません。
- ・ライブ配信の録音・録画は行いません。
- ・ライブ配信の受講者は最も多い場合でも15名程度です。
- ・ライブ配信をご了承いただいた場合であっても、ライブ配信の受講者がいないことがあります。

#### 傍聴研修に関するお問合せ

審判課人材育成担当（内線3613）

※傍聴研修以外の事件に関するお問合せは、  
担当審判書記官宛てにお願いします。

<受講者への配信映像>

審判廷に設置されたカメラ及びマイクにより、以下のような映像が、音声と共に受講者に配信されます。なお、撮像はこのカメラのみで行いますので、配信される映像の切り替えなどはありません。また、機材操作者として特許庁職員が着席していることがあります。

